

## 人事は自分の希望をしっかりと伝えることが大事です

Cheer の発行が、しばらく間があいてしまいましたが、人事異動の作業が始まりましたので、人事の問題で再開します。

### 現在の基本方針は今回で8年目 そろそろ見直しが必要

昨年のCheerにも書きましたが、現在の人事異動基本方針は、2004年度に決定され、05年4月の人事から適用されていますので、来年4月の人事が8年目となります。それ以前の基本方針は1976年度に決定され30年近く適用されていましたが、その異動原則は、在任期間中に都市部(A地区)・郡部(B地区)・離島部(C地区)の三地区を経験するというものでした。高教組は、希望者の少ない学校の勤務をみんなで分担するための基準という点では、以前の3地区制の方が合理性があると考え、3地区制に準じた方針に戻すことを要求しています。

旧方針の時は10年ごとに見直しが行われ、方針の修正が2回行われました。高教組は、現在の方針も10年を目途に見直すべきだと要求しています。特に定年制の延長が決定的になっていく情勢もあるので、見直しは不可欠だという高教組の追及に対して県教委も「(定年延長になれば)絶対検討しなければならない」と答えています。数年のうちには行われるはずの見直しに向けて、現行方針のもつ問題点を現場から指摘していきましょう。

### 「勤続年数等は機械的に扱わない」と 県教委は繰り返し回答しています

高教組は毎年、人事異動のあり方について県教委と交渉をしています。その中で、同一地区や同一校の勤続年数、あるいは第四地区中断の補充で異動対象になっていても、機械的に扱わず、個々の事情に配慮することを求めています。県教委は「機械的には扱わない」と繰り返し回答しています。今年9月の交渉でも「勤続年数を機械的に扱わず、本人の事情を勘案して柔軟に扱うこと」という要求に対して「そのようにやっている。個別の事情に配慮しながら対応している」と回答しています。

様々な事情がある人は、意向調書の裏面の「人事異動に関する希望・意見」の欄などに、詳しい事情と希望を書き、特殊事情説明書を提出しましょう。特殊事情説明書は出したい人はだれでも出せることは、9月26日発行の「高教組速報11号」に記載しているとおりです。

また、第四地区で新採3年経過後も引き続きその学校で必要な地区勤続年数(5年または6年)まで勤務することを希望している人については、県教委は「希望した場合には3年以上勤めるということはやっているし、そういう配慮はしている」としています。

### 子育て中の職員に人事上配慮することは 県教委自身の方針です

今年から、意向調書の裏面に「子どもの養育」について記入する欄が明示されたことは、職員会議でも説明されたと思います。これは「高教組速報11号」でも明らかにしているように、県教委自身が策定している「特定事業主行動計画」の内容を具体化せよという高教組の要求に応えたものです。上記の「行動計画」には「子育て中の職員に対して、状況に応じた人事上の配慮に努めます」と明記してあります。

人事異動は教職員の生活に多大な影響を与えるものです。自分自身の希望が意向調書やヒアリングを通して、しっかりと県教委に伝わるようにすることが大事です。

様々な事情を抱えて人事異動についての悩みや疑問をお持ちの場合は、高教組でもご相談に応じることはできますので、希望される方はご連絡ください。【095-827-5882】

### 知ってますか? 「勤続年数」の正しい意味

「勤務年数」と「勤続年数」の違いに注意しましょう。「勤続」は字のとおり、続けて勤めていることです。ですから、第一地区に8年勤続後、第五地区に3年勤続し、第一地区に戻って7年勤続した場合、その時点での同一地区の勤続年数は、15年ではなく7年です。

希望と納得の人事を実現するために、高教組で共にとりくみましょう